

光ファイバーアクセスサービス(eo 光シンプルプラン)
契約約款
(揭示約款)

2024年10月1日
株式会社オプテージ

目 次

約 款

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 光ファイバーアクセスサービスの種類など	3
第4条 光ファイバーアクセスサービスの種類	
第5条 光ファイバーアクセスサービスの品目	
第6条 データ伝送速度の制限	
第3章 光ファイバーアクセスサービスの通信モード	4
第7条 光ファイバーアクセスサービスの通信モード	
第4章 光ファイバーアクセスサービスの提供区域	5
第8条 光ファイバーアクセスサービスの提供区域	
第5章 契約	6
第9条 契約の単位	
第10条 契約者回線の終端	
第11条 光ファイバーアクセスサービス取扱局	
第12条 光ファイバーアクセスサービス契約申込の方法	
第13条 光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾	
第14条 利用の休止	
第15条 品目などの変更	
第16条 契約者回線の移転など	
第17条 契約者回線の利用の一時中断	
第18条 その他の光ファイバーアクセスサービス契約内容の変更	
第18条の2 光ファイバーアクセスサービス契約内容変更時の重要事項説明	
第19条 利用権の譲渡	
第20条 光ファイバーアクセスサービス契約者が行う光ファイバーアクセスサービス 契約の解除	
第20条の2 初期契約解除	
第21条 当社が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除	
第22条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	
第23条 その他の提供条件	
第6章 付加機能	11
第24条 付加機能の提供	

第 25 条	付加機能の廃止	
第 7 章	回線終端装置等の提供など	12
第 26 条	回線終端装置等の提供	
第 27 条	回線終端装置等の移転など	
第 28 条	回線終端装置等の利用中止	
第 29 条	回線終端装置等の撤去	
第 8 章	回線相互接続	14
第 30 条	当社または他社の電気通信回線との接続	
第 9 章	利用中止など	15
第 31 条	利用中止	
第 32 条	利用停止	
第 10 章	通信	16
第 33 条	通信利用の制限	
第 33 条の 2	同上	
第 34 条	C&C サーバー等との通信の遮断等	
第 35 条	注意喚起	
第 36 条	契約者回線による制約	
第 11 章	料金など	19
第 1 節	料金および工事などに関する費用	19
第 37 条	料金および工事などに関する費用	
第 2 節	料金などの支払義務	19
第 38 条	利用料の支払義務	
第 39 条	工事費の支払義務	
第 3 節	料金の計算方法など	20
第 40 条	料金の計算方法など	
第 4 節	割増金および延滞利息	20
第 41 条	割増金	
第 42 条	延滞利息	
第 5 節	情報提供事業者に係る債権の譲受など	21
第 43 条	情報提供事業者に係る債権の譲受など	
第 44 条	情報提供事業者が定める料金などの滞納通知	
第 12 章	保守	22
第 45 条	当社の維持責任	
第 46 条	契約者の維持責任	
第 47 条	契約者の切分責任	

第 48 条 修理または復旧の順位

第 13 章 損害賠償 24

第 49 条 責任の制限

第 50 条 免責

第 14 章 雑則 26

第 51 条 承諾の限界

第 52 条 利用に係る光ファイバーアクセスサービス契約者の義務

第 53 条 インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結

第 54 条 光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供など

第 55 条 光ファイバーアクセスサービス契約者に係る情報の利用

第 56 条 技術的事項および技術資料の閲覧

第 57 条 情報などの削除など

第 58 条 法令に規定する事項

第 59 条 閲覧

第 60 条 手続きに関する料金の支払義務

第 61 条 附帯サービス

第 62 条 専属的合意管轄裁判所

第 63 条 サービスの終了

第 64 条 eoID の提供

第 65 条 キャンペーン等の適用

別 表

別表 光ファイバーアクセスサービスにおける基本的な技術的事項 30

別 記 31

1 光ファイバーアクセスサービスの提供区域

2 光ファイバーアクセスサービス契約者の氏名などの変更

3 光ファイバーアクセスサービス契約者の地位の承継

4 光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供など

5 自営端末設備の接続

6 自営端末設備に異常がある場合などの検査

7 自営電気通信設備の接続

8 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

9 ドメイン名に係る申請手続きの代行など

10 新聞社などの基準

11 技術資料の項目

12 光ファイバーアクセスサービスにおける禁止事項

13 大量の電子メール送信が行われた場合の取り扱い

- 14 光ファイバーアクセスサービスの提供に係る工事費の減額
- 15 光ファイバーアクセスサービスの提供に係る情報通信量の確認

料金表	36
通 則	37
第1表 料金	39
第2表 回線終端装置等使用料	46
第3表 工事に関する費用	47
第4表 事務手数料	51
第5表 付帯サービスに係る料金	54
第6表 回線終端装置等の滅失・毀損に関する費用	55
附 則	56

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この光ファイバーアクセスサービス（eo 光シンプルプラン）契約約款（料金表、提供条件の他、契約成立までに当社が提示する書類を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより光ファイバーアクセスサービス（eo 光シンプルプラン）（以下、光ファイバーアクセスサービスといいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の光ファイバーアクセスサービス（eo 光シンプルプラン）契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 光ファイバーアクセス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属をいいます。以下同じとします。）
4 光ファイバーアクセスサービス	光ファイバーアクセスを使用して行う電気通信サービス
5 光ファイバーアクセスサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光ファイバーアクセスサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 光ファイバーアクセスサービス取扱所	(1) 光ファイバーアクセスサービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により光ファイバーアクセスサービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 取扱局交換設備	光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備などを含みます。）
8 光ファイバーアクセスサービス契約	当社から光ファイバーアクセスサービスの提供を受けるための契約
9 光ファイバーアクセスサービス契約者	当社と光ファイバーアクセスサービス契約を締結している者
10 契約者回線	光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて光ファイバーアクセスサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と、光ファイバーアクセスサービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線

11 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
13 契約者回線など	(1) 契約者回線 (2) その他当社が必要により設置する電気通信設備
14 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービスなど（以下「JPRS など」といいます。）によって割当てられる組織を示す名称
15 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
16 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
17 電話アダプター一体型回線終端装置	回線終端装置と電話アダプターが一体となっており、ルーター機能などを有する装置
18 自営端末設備	光ファイバーアクセスサービス契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続に係る光ファイバーアクセスサービスにおける基本的技術事項
21 引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱など
22 引込線	契約者回線のうち、引込柱から当社が提供する端末設備までの間の線路
23 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光ファイバーアクセスサービスの種類など

(光ファイバーアクセスサービスの種類)

第4条 光ファイバーアクセスサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
光ファイバーアクセスサービス (eo 光シンプルプラン)	光ファイバーケーブル方式により契約者回線を設置して提供する光ファイバーアクセスサービス

(光ファイバーアクセスサービスの品目)

第5条 光ファイバーアクセスサービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

(データ伝送速度の制限)

第6条 1の契約者回線において、当社の光ファイバーアクセスサービスの提供、他の契約者の光ファイバーアクセスサービスの利用または当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝送速度を制限する場合があります。

第3章 光ファイバーアクセスサービスの通信モード

(光ファイバーアクセスサービスの通信モード)

第7条 光ファイバーアクセスサービスには、次の通信モードがあります。

種 類	内 容
データモード	符号または映像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの

第4章 光ファイバーアクセスサービスの提供区域

(光ファイバーアクセスサービスの提供区域)

第8条 当社の光ファイバーアクセスサービスは、当社が別に定める提供区域において提供します。

(注) 本条に規定する提供区域は、別記1に定めるものとします。

第5章 契約

(契約の単位)

第9条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の光ファイバーアクセスサービス契約を締結します。この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、1の光ファイバーアクセスサービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第10条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が指定した場所内の建物もしくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置または電話アダプター一体型回線終端装置（以下、回線終端装置と電話アダプター一体型回線終端装置を「回線終端装置等」という。）を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、光ファイバーアクセスサービス契約者と協議します。

(光ファイバーアクセスサービス取扱局)

第11条 契約者回線は、その契約者回線の終端のある光ファイバーアクセスサービス取扱局に収容します。

2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上および光ファイバーアクセスサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、光ファイバーアクセスサービス取扱局を変更することがあります。

(注) 本条に規定する別に定める規定による場合とは、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧する場合とします。

(光ファイバーアクセスサービス契約申込の方法)

第12条 光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みをするときは、オンラインサインアップその他当社所定の方法により、次に掲げる事項について当社まで申請していただきます。

(1) 光ファイバーアクセスサービスの種類

(2) 光ファイバーアクセスサービスの通信モード、品目など

(3) その他光ファイバーアクセスサービス契約申込の内容を特定するために必要な事項

ただし、契約申込者が所有または占有する敷地、家屋または構築物に、賃貸借人その他契約者回線の設置に関する利害に関係する者（以下「利害関係人」といいます。）がいる場合には、利害関係人の承諾を得たうえで申し込みを行うものとします。当社は工事の実施に伴う利害関係人とのトラブルに関し、一切の責任を負わないものとします。

(光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾)

第13条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。また、当社はその場合、契約者回線などに係る工事の承諾を得たものとみなします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (2) 申し込みのあった契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 申し込みをした者が光ファイバーアクセスサービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申し込みのあった契約者回線の終端場所が、当社が別に定める設置対象基準に該当しないとき。
 - (5) その他光ファイバーアクセスサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。
 - (6) 申し込みをした者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などにおいて、利害関係人がいる場合であって、利害関係人からの承諾が得られないとき。
- 3 当社は、第1項の規定により光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みを承諾した場合は、当社が別に定める方法により、その契約内容を通知します。

(利用の休止)

- 第14条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、光ファイバーアクセスサービスの利用の休止（契約者回線および付加機能の設定を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。なお、利用休止期間は、利用を休止した日から起算して1年間とします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用の休止の請求を承諾しないことがあります。
- (1) 光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が属する料金月の翌料金月から起算して1年間を経過していないとき。
 - (2) 光ファイバーアクセスサービスの利用を再開された日から1年間を経過していないとき。
 - (3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。
- 3 利用休止は、光ファイバーアクセスサービス契約者が指定する1の契約者回線ごとに適用します。
- 4 当社は、利用休止期間満了日までに、光ファイバーアクセスサービスの利用を休止した光ファイバーアクセスサービス契約者から利用再開の請求がない場合は、その翌日から利用再開の運用に変更して適用します。

(品目などの変更)

- 第15条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービスの品目などの変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転など)

- 第16条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、契約者回線の移転などの請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の利用の一時中断)

第 17 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の光ファイバーアクセスサービス契約内容の変更)

第 18 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、第 12 条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の方法）第 3 号に規定する光ファイバーアクセスサービス契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 13 条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(光ファイバーアクセスサービス契約内容変更時の重要事項説明)

第 18 条の 2 当社は、光ファイバーアクセスサービスの変更契約における重要事項説明について Web サイトに掲載する提供条件により行います。

(利用権の譲渡)

第 19 条 光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権（光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて光ファイバーアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により光ファイバーアクセスサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができるものとし、また当社は、当社の判断において、当事者の連署または譲渡があったことを証明できる書類の添付を不要とすることがあります。

2 当社は、前項の規定により光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権を譲り受けようとする者が光ファイバーアクセスサービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) その光ファイバーアクセスサービス契約に係る契約者回線などを継続利用されないとき。

(3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。

3 光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、光ファイバーアクセスサービス契約者の有していた光ファイバーアクセスサービスに係る権利および義務（第 43 条（情報提供事業者に係る債権の譲受など）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。）のうち当社が認める範囲に限り承継するものとし、なお、譲渡に関し当事者間で紛争が生じた場合は、譲受人の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社を一切免責するものとし、

(光ファイバーアクセスサービス契約者が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除)

第 20 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ光ファイバーアクセスサービス取扱所に当社所定の方法により通知

していただきます。

- 2 光ファイバーアクセスサービス契約を解除する場合、光ファイバーアクセスサービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、光ファイバーアクセスサービス契約者が負担するものとします。
- 3 光ファイバーアクセスサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第3表（工事費の支払義務）に定める工事費の支払いを要します。

（初期契約解除）

第20条の2 光ファイバーアクセスサービス契約者は、第13条第3項の規定による通知の受領後、8日を経過するまでは、その光ファイバーアクセスサービス契約、品目などの変更、もしくは利用の休止の申し込み（以下「初期契約解除」といいます）を行うことができます。

- 2 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービス契約などの初期契約解除を行おうとするときは、当社所定の方法により光ファイバーアクセスサービス取扱所に請求していただきます。
- 3 光ファイバーアクセスサービスの提供にかかる工事などの着手後に初期契約解除が適用された場合は、光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金表第3表（工事に関する費用）に規定する工事費の額を上限とし、当社が既に実施した工事などに要した費用ならびに当該契約者回線の廃止に要する費用、および料金表第4表（事務手数料）に規定する事務手数料などの支払いを要します。また、光ファイバーアクセスサービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、光ファイバーアクセスサービス契約者が負担するものとします。

（当社が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除）

第21条 当社は、第32条（利用停止）の規定により光ファイバーアクセスサービスの利用停止をされた光ファイバーアクセスサービス契約者がなおその事実を解消しないとき、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が第32条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が光ファイバーアクセスサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、光ファイバーアクセスサービスの利用停止をしないでその光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前項の規定の他に技術上その他の理由で光ファイバーアクセスサービスを提供することが著しく困難になった場合は、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。
- 4 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が、第16条（契約者回線の移転など）により、契約者回線の移転などの請求を行い、当社が第13条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾）の規定に準じて承諾した場合であっても、当該契約者回線の移転などの手続きの遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。
- 5 当社は、前4項の規定により、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ファイバーアクセスサービス契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 6 第1項から第4項の解除にあたり、光ファイバーアクセスサービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、光ファイバーアクセス

サービス契約者が負担するものとします。

7 光ファイバーアクセスサービス契約の解除に伴い、当社が契約の解除をする者は、料金表第3表（工事費の支払義務）に定める工事費の支払いを要します。

8 第1項および第2項により光ファイバーアクセスサービス契約の解除後、当社が別に定める期日までにその契約解除された光ファイバーアクセスサービスについて、光ファイバーアクセスサービス契約者が解除の事由となったその事実を解消し、当社がその事実を確認する事ができ、かつ、光ファイバーアクセスサービス契約者からのその光ファイバーアクセスサービスを継続して利用する申し出があり、当社が承諾した場合は、光ファイバーアクセスサービスの料金その他の債務に加え、料金表第4表に定める事務手数料の支払いを行う事により、その解除となった光ファイバーアクセスサービス契約の契約内容を引き継ぎ、光ファイバーアクセスサービスの利用を再開できるものとします。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第22条 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線の利用の一時中断の請求があったときを除き、その契約者回線に係る光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ファイバーアクセスサービス契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第23条 光ファイバーアクセスサービス契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第6章 付加機能

(付加機能の提供)

第 24 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した光ファイバーアクセスサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど、光ファイバーアクセスサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第 25 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている光ファイバーアクセスサービス契約者から、光ファイバーアクセスサービス契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったとき。
- 2 当社は、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の廃止を行うことがあります。

第7章 回線終端装置等の提供など

(回線終端装置等の提供)

第 26 条 当社は、光ファイバーアクセスサービスの提供に必要な回線終端装置等を、料金表第 2 表（回線終端装置等使用料）に定めるところにより当社が提供します。

- 2 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、各機能を料金表第 2 表（回線終端装置等使用料）に定めるところにより当社が提供します。
- 3 光ファイバーアクセスサービス契約者の責めによる事由に基づき、回線終端装置等を滅失、または毀損（所有権の侵害を含みます。）した場合は、光ファイバーアクセスサービス契約者は当社に対して、料金表第 6 表第 1（修復・補填費用）に定める費用を支払うものとします。ただし、当社の責めによる事由の場合は、この限りではありません。

(回線終端装置等の移転など)

第 27 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、当社が提供する回線終端装置等の移転などを料金表第 3 表（工事に関する費用）に定めるところにより行います。

(回線終端装置等の利用中止)

第 28 条 当社は、回線終端装置等の保守上または工事上やむを得ないときは、回線終端装置等の利用を中止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により回線終端装置等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 3 保守上または工事上やむを得ないときとは、光ファイバーアクセスサービスの円滑な提供に支障がある場合もしくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、当社が実施する回線終端装置等の交換などについて、光ファイバーアクセスサービス契約者に承諾を求めることがあります。

この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に回線終端装置等の利用の中止を実施します。

(回線終端装置等の撤去)

第 29 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が、第 20 条（光ファイバーアクセスサービス契約者が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除）、第 21 条（当社が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除）または第 22 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）の規定により、光ファイバーアクセスサービス契約を解除したときは、当社の提供する回線終端装置等を撤去します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- 2 当社が前項の回線終端装置等の撤去を行わない場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、当社の提供する回線終端装置等を、当社が別途指定する場所に返還していただきます。

なお、光ファイバーアクセスサービス契約者が回線終端装置等を当社に返還する際に光ファイバーアクセスサービス契約者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから 1 カ月以内に光ファイバーアクセスサービス契約者から契約者私物の返却

を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。（ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。）

- 3 光ファイバーアクセスサービス契約者が前項の返還義務の履行を怠った場合には、光ファイバーアクセスサービス契約者は当社に対し、料金表第 6 表第 1（修復・補填費用）に定める費用を支払うものとします。

第8章 回線相互接続

(当社または他社の電気通信回線との接続)

第30条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、当社所定の方法により、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を光ファイバーアクセスサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款および料金表によりその接続が制限される場合またはその他社回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第9章 利用中止など

(利用中止)

第 31 条 当社は、次の場合には、その光ファイバーアクセスサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 33 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバーアクセスサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 保守上または工事上やむを得ないときとは、光ファイバーアクセスサービスの円滑な提供に支障がある場合もしくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、当社が実施する電気通信設備の工事などについて、光ファイバーアクセスサービス契約者に承諾を求めることがあります。

この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に光ファイバーアクセスサービスの利用の中止を実施します。

(利用停止)

第 32 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内で当社が定める期間（その光ファイバーアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった光ファイバーアクセスサービスの料金、工事に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金、その他の債務が支払われるまでの間）、その光ファイバーアクセスサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 光ファイバーアクセスサービス契約に関して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (3) 第 52 条（利用に係る光ファイバーアクセスサービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線から取り外さなかったとき。
- (6) 前 5 号のほか、この約款の規定に反する行為であって、光ファイバーアクセスサービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼし、またはこれを及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバーアクセスサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。

(注) 本条第 1 項第 5 号に規定する別に定める規定は、別記 6 および別記 8 に定めるものとします。

(注) 本条第 1 項第 6 号に規定するこの約款の規定に反する行為とは、別記 12 に定めます。

第 10 章 通信

(通信利用の制限)

第 33 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときまたはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 光ファイバーアクセスサービス契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。
- 4 着信が制限されるときは、通信が相手先に着信しないときがあります。
- 5 光ファイバーアクセスサービス契約者が別記 12 および別記 13 に定める禁止事項を行った場合、当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者に事前に通知することなくその通信の切断または制限を行うことがあります。

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記 10 に定めるものとします。

第 33 条の 2 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載する Web サイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、光ファイバーアクセスサービス契約者が当該 Web サイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該 Web サイトの閲覧を制限する場合があります。

- 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 3 本条第1項および第2項の規定により光ファイバーアクセスサービス契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(注) 本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

(注) 本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

(C&C サーバー等との通信の遮断等)

第 34 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が当社に対してインターネット上のサーバーに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピューターウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、当該光ファイバーアクセスサービス契約者が C&C サーバー（外部から侵入して乗っ取ったコンピューターを多数利用したサイバー攻撃において、コンピューター群に指令を送って制御するサーバーコンピューターのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該光ファイバーアクセスサービス契約者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断することがあります。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。

- 2 光ファイバーアクセスサービス契約の申込みをする者および光ファイバーアクセスサービス契約者は、前項の当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ包括的に同意するものとします。
- 3 光ファイバーアクセスサービス契約者は、随時、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のホームページその他当社が別に定める方法により、その設定変更の方法を公表します。
- 4 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等により、光ファイバーアクセスサービス契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 5 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではなく、この検知及び通信の遮断に伴い発生する損害については、責任を負いません。

(注意喚起)

第 35 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ファイバーアクセスサービス契約者を確認し、注意喚起を行

うことがあります。

(契約者回線による制約)

第 36 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款および料金表の定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、光ファイバーアクセスサービスを利用することはできません。

第 11 章 料金など

第 1 節 料金および工事などに関する費用

(料金および工事などに関する費用)

第 37 条 当社が提供する光ファイバーアクセスサービスの料金などは、料金表に定めるところによりま
す。

第 2 節 料金などの支払義務

(利用料の支払義務)

第 38 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて
当社が光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日（付加機能の提供についてはその提供を開始
した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日まで
の期間（提供を開始した日と解除または廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）
について、当社が提供する光ファイバーアクセスサービスの態様に応じて料金表第 1 表（料金）および
料金表第 2 表（回線終端装置等使用料）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「利用
料」といいます。）の支払いを要します。ただし、第 20 条の 2（初期契約解除）に規定する初期契約解
除が適用された場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断などにより光ファイバーアクセスサービスを利用することがで
きない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、光ファイバーアクセスサービス契約者は、その期間中の利用料の支
払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、光ファイバーアクセスサービス契約者は、その期間中の利用料の支払い
を要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、光ファイバーアクセスサービス契約者は、次の場合を除き、光ファイバ
ーアクセスサービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 光ファイバーアクセスサービス契約者の責めによらない理由により、光ファイバーアクセスサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光ファイバーアクセスサービスについての利用料

<p>2 契約者回線の移転に伴って、光ファイバーアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（光ファイバーアクセスサービス契約者の都合により光ファイバーアクセスサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光ファイバーアクセスサービスについての利用料</p>
<p>3 当社の保守上または工事上やむを得ない事情により、回線終端装置等の交換もしくは電気通信設備の工事について、光ファイバーアクセスサービス契約者にその交換もしくは工事について承諾を求めた場合であって、その承諾もしくは一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合において、第 28 条（回線終端装置等の利用中止）および第 31 条（利用中止）の規定により、利用の中止を実施したとき。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光ファイバーアクセスサービスについての利用料</p>

- 3 当社の故意または重大な過失により光ファイバーアクセスサービスを全く利用できない状態が生じた場合は、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた利用料がすでに支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、料金表第 1 表（料金）および料金表第 2 表（回線終端装置等使用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（工事費の支払義務）

第 39 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取り消し（以下この節において「解除など」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

第 3 節 料金の計算方法など

（料金の計算方法など）

第 40 条 料金の計算方法並びに料金および工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金および延滞利息

（割増金）

第 41 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れ

た場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第42条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 第20条の2（初期契約解除）に規定する初期契約解除の適用により、支払いを要する事となった料金その他の債務（延滞利息を除きます。）に対する延滞利息については前項の規定に関わらず、法定利率に基づき計算します。

第5節 情報提供事業者に係る債権の譲受など

（情報提供事業者に係る債権の譲受など）

第43条 情報提供事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）と有料情報サービスなど（光ファイバーアクセスサービスを利用することにより有料で情報などの提供を受けることができるサービスをいいます。以下この条において同じとします。）に係る契約を締結している光ファイバーアクセスサービス契約者は、その利用規約に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた情報提供事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および情報提供事業者は、光ファイバーアクセスサービス契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 当社は、有料情報サービスなどで提供される情報の内容など当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

3 第1項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する光ファイバーアクセスサービスの料金とみなして取り扱います。

（情報提供事業者が定める料金などの滞納通知）

第44条 当社は、前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないときは、その料金の支払いがない旨などを情報提供事業者に通知することがあります。

第 12 章 保守

(当社の維持責任)

第 45 条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 46 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 47 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、当社光ファイバーアクセスサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、当社は、光ファイバーアクセスサービス取扱局において試験を行い、その結果を光ファイバーアクセスサービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、光ファイバーアクセスサービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、光ファイバーアクセスサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備または自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している光ファイバーアクセスサービス契約者は適用しません。

(修理または復旧の順位)

第 48 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 33 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの

	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記10に定めるものとします。

(注) 当社は当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的に光ファイバーアクセスサービス取扱局を変更することがあります。

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 49 条 当社は、光ファイバーアクセスサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光ファイバーアクセスサービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、光ファイバーアクセスサービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光ファイバーアクセスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応する当該光ファイバーアクセスサービスに係る料金表第 1 表（料金）および料金表第 2 表（回線終端装置等使用料）に規定する利用料（その光ファイバーアクセスサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 本条第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあつては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意または重大な過失により光ファイバーアクセスサービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 50 条 当社は、光ファイバーアクセスサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあつて、光ファイバーアクセスサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物などに損害を与えた場合に、それが電気通信設備撤去などの塗装剥離など、やむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款などの変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

ただし、別表に定める光ファイバーアクセスサービスにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造などを要する場合は、当社は、その改造などに要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービスを利用することにより得た情報など（コンピュータープログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負わないものとします。

4 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止もしくは削除されたこと、または掲載停止もしくは削除されなかったことに起因して、当該光ファイバーアクセスサービス契約者その他第三者に損害が生じたとし

ても、理由の何処にかかわらず、一切責任を負わないものとします。

- 5 当社は、別記 14 に規定する情報通信量の確認において、当社はその確認などは光ファイバーアクセス契約者が行ったものとみなし、その確認などに伴い損害が生じたとしても、理由の何処にかかわらず、一切責任を負わないものとします。
- 6 光ファイバーアクセスサービス契約者が、光ファイバーアクセスサービスの利用に関連し、他の光ファイバーアクセスサービス契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の光ファイバーアクセスサービス契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該光ファイバーアクセスサービス契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 14 章 雑則

(承諾の限界)

第 51 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど、光ファイバーアクセスサービス契約に関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る光ファイバーアクセスサービス契約者の義務)

第 52 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が光ファイバーアクセスサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。これは光ファイバーアクセスサービスの契約を解除し、当社が設置した電気通信設備が残置された場合、残置された設備においても同様とします。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるとき、または当社が認めた場合に当社が指定する方法により当社が指定する範囲の電気通信設備に対する行為については、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 光ファイバーアクセスサービス契約に関する当社の業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ファイバーアクセスサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品などを取り付けないこと。

(4) 当社の承諾を得ることなく、光ファイバーアクセスサービスを利用している場所（光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービスの申し込みの際に指定した光ファイバーアクセスサービスを利用する住居または建物もしくは構築物内の場所とします）から、自営電気通信設備、またはその他回線を設置し、もしくは不正アクセス行為を助長するなどの行為を行うことにより、光ファイバーアクセスサービスを利用している場所の外で第三者が、光ファイバーアクセスサービスを利用できる状態としないこと。

また、光ファイバーアクセスサービスを利用している場所であっても、当社の承諾を得ることなく、第三者が光ファイバーアクセスサービスを利用できる状態としないこと。

(5) 当社が光ファイバーアクセスサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、または法令に反する態様で光ファイバーアクセスサービスを利用しないこと。

なお、別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 光ファイバーアクセスサービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。

(注 1) 本条第 1 項に規定する第三者とは、光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービスの申し込みの際に指定した光ファイバーアクセスサービスを利用する場所（住居または建物もしくは構築物内の場所）に居住もしくは勤務する者以外とします。

ただし、集合住宅または寮もしくはこれに類する住居または建物もしくは構築物については、居住する者であっても、光ファイバーアクセスサービス契約者との賃貸借契約などにより、光ファイバーアクセスサービスを利用する場所以外に居住する者は第三者とみなします。

(注 2) 本条第 1 項に規定する別に定める禁止事項とは、別記 12 に定めるところによります。

(インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結)

第 53 条 当社は、この約款の規定による光ファイバーアクセスサービスを本邦内に限り提供します。

2 相互接続点または NSPIXP (WIDEプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下この条において同じとします。) との接続点において接続を行う場合に、当社が提供する光ファイバーアクセスサービスの範囲は、その相互接続点または NSPIXP との接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点または NSPIXP との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

3 光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みの承諾を受けた者は、当社が別に定めるところによるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その光ファイバーアクセスサービス契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づきその料金を請求することを承認していただきます。

(光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など)

第 54 条 光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供などについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 4 に定めるところによります。

(光ファイバーアクセスサービス契約者に係る情報の利用)

第 55 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、光ファイバーアクセスサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、光ファイバーアクセスサービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

(技術的事項および技術資料の閲覧)

第 56 条 光ファイバーアクセスサービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

す。

2 当社は、当社が指定する光ファイバーアクセスサービス取扱所において、光ファイバーアクセスサービスを利用するうえで参考となる当社が別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(注) 本条第2項に規定する別に定める事項は、別記11に定めるところによります。

(情報などの削除など)

第57条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者の利用が当社が別に定める禁止事項の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求などが為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で光ファイバーアクセスサービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該光ファイバーアクセスサービス契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 当社が別に定める禁止事項の各号に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 他者との間で、クレームなどの解消のための協議を行うよう要求します。

(3) 光ファイバーアクセスサービス契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、光ファイバーアクセスサービス契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

2 前項の措置は光ファイバーアクセスサービス契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める禁止事項とは、別記12に定めるところによります。

(法令に規定する事項)

第58条 光ファイバーアクセスサービスの提供または利用にあたり、法令に規定がある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に規定がある事項については、別記5から別記8に定めるところによります。

(閲覧)

第59条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供しません。

(手続きに関する料金の支払義務)

第60条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービスに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表(事務手数料)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(附帯サービス)

第61条 光ファイバーアクセスサービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記9に定めるところによります。

(専属的合意管轄裁判所)

第 62 条 光ファイバーアクセスサービス契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(サービスの終了)

第 63 条 当社は、次の場合には、光ファイバーアクセスサービスを終了することがあります。

- (1) 光ファイバーアクセスサービスを提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、安定した光ファイバーアクセスサービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
- (2) 当社が提供する他のサービスに伴い、光ファイバーアクセスサービスの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。
- (3) 経営上、技術上などの理由により光ファイバーアクセスサービスが適正かつ正常な提供ができなくなりサービスの運営が事実上不可能になったとき。
- (4) その他の理由で光ファイバーアクセスサービスが提供できなくなったとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバーアクセスサービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などを契約者に通知します。

ただし、第 18 条（その他の光ファイバーアクセスサービス契約内容の変更）および別記 2（光ファイバーアクセスサービス契約者の氏名などの変更）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には通知を行ったものとみなします。

(eoID の提供)

第 64 条 当社は、光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した場合は、光ファイバーアクセスサービス契約者に対し、1 の eoID を提供します。ただし、既に eoID を保有している場合は、この限りではありません。

2 eoID の利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定める eoID 利用規約において定めます。光ファイバーアクセスサービス契約者は、eoID を取得した時点で eoID 利用規約に同意するものとします。

(キャンペーン等の適用)

第 65 条 光ファイバーアクセスサービス契約者が、光ファイバーアクセスサービスの提供条件および当社が個別に定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

別表 光ファイバーアクセスサービスにおける基本的な技術的事項

光ファイバーアクセスサービス

品目	物理的条件	相互接続回路
10Gbps	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3an 10GBASE-T 準拠 または IEEE 802.3bz 5G/2.5GBASE-T 準拠※ または IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 または IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 または IEEE802.3i 10BASE-T 準拠※

※ 提供する機器によっては、対応していない場合があります。

別 記

1 光ファイバーアクセスサービスの提供区域

光ファイバーアクセスサービスの提供区域は、次に掲げる府県とします。

府 県 の 区 域
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部

ただし、当社のネットワークの構成上、上記表内であっても、サービスの提供ができない地域があります。

2 光ファイバーアクセスサービス契約者の氏名などの変更

- (1) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所または料金など請求書の送付先、メールアドレスの変更があったときは、そのことを速やかに光ファイバーアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、(1)のメールアドレスについて、当社からのメールを受信できる有効な連絡用メールアドレスを登録し、そのメールアドレスを適切に維持管理する義務を負うものとします。また、光ファイバーアクセスサービス契約者が当該義務を履行しないことによって当社からのメールを受信できなかった場合、通知は当社からメールが送信された時点で実施されたものとみなします。

3 光ファイバーアクセスサービス契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により光ファイバーアクセスサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかに光ファイバーアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この別記4において同じとします。）または建物内において、当社が提供する契約者回線および電気通信設備を設置するために必要な場所は、その光ファイバーアクセスサービス契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が、光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、光ファイバーアクセスサービス契約者から提供していただきます。
- (3) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、契約者回線の終端のある構内または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために特別な設備を要する場合は、自己の負担によりそ

の特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続を請求していただきます。この場合において、事業法第 53 条第 2 項（同法第 104 条第 4 項において準用する場合を含む。）、同法第 58 条（第 104 条第 7 項において準用する場合を含む。）または同法第 65 条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 光ファイバーアクセスサービス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、光ファイバーアクセスサービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、光ファイバーアクセスサービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面

- により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 光ファイバーアクセスサービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合などの検査）の規定に準じて取り扱います。

9 ドメイン名に係る申請手続きの代行など

- (1) 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、その光ファイバーアクセスサービス契約者に代わって株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にその契約者回線で使用するドメイン名（JPRSによって割当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更もしくは廃止の申請手続きなどを行います。この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、JPRSに対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金表第5表（附帯サービスに係る料金）に規定するドメイン名申請手数料またはその他手数料を支払っていただきます。
- (3) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、ドメイン名を利用している場合において、光ファイバーアクセスサービス契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る申請手続きなどの代行を行う事業者であって、JPRSが定めるものをいいます。以下この別記9において同じとします。）の変更またはドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (4) (3)の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更またはドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行います。

10 新聞社などの基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 技術資料の項目

自営端末設備または自営電気通信設備に係る技術条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電氣的条件
- (3) 論理的条件

12 光ファイバーアクセスサービスにおける禁止事項

契約者は、光ファイバーアクセスサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用をき損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為、または犯罪に結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物などである疑いがあるものとして告示により広告などを広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行なう行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
- (9) 光ファイバーアクセスサービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為

- (10)不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして光ファイバーアクセスサービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11)有害なコンピュータプログラムなどを送信し、またはこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12)画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
- (13)人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14)不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (15)当社もしくは、他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為
- (16)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17)違法行為（けん銃などの譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
- (18)人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19)人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (20)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (21)その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (22)偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (23)インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営、もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (24)販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (25)その他、当社が不適切と判断する行為

13 大量の電子メール送信が行われた場合の取り扱い

当社は、電子メール機能を用いて、1の契約者回線から当社が別に定める量を超える電子メールの送信が行われたときは、別記 12 に該当する行為がなされたものとして同様に取扱いします。ただし、その光ファイバーアクセスサービス契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。

14 光ファイバーアクセスサービスの提供に係る情報通信量の確認

光ファイバーアクセス契約者は、当社が別に定める認証方式により、光ファイバーアクセスサービス（データモードのものに限ります。）情報通信量の確認などを行うことができます。

料 金 表

料 金 表

通 則

(料金表の適用)

- 1 光ファイバーアクセスサービスに関する料金および工事に関する費用は、この光ファイバーアクセスサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法など)

- 2 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者がその光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が光ファイバーアクセスサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日に光ファイバーアクセスサービスの提供の開始（付加機能の提供についてはその提供を開始した日）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に光ファイバーアクセスサービスの解除（付加機能についてはその廃止があった日）があったとき。
 - (3) 料金月の初日に光ファイバーアクセスサービスの提供の開始（付加機能の提供についてはその提供を開始した日）を行い、その日にその契約の解除（付加機能についてはその廃止があった日）があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の利用料は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日に光ファイバーアクセスサービスの品目などの変更などにより月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の利用料などは、その増加または減少があった日から適用します。
 - (6) 第38条（利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 6の規定に基づく起算日に変更があったとき。
- 4 3の規定による利用料の日割は暦日数により行います。この場合、第38条（利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 第49条（責任の制限）第3項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、2および3の規定に準じて取り扱います。
- 6 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約に関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更する場合があります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 8 光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに当社が定める方法により、当社が指定する光ファイバーアクセスサービス取扱所または金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 9 料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8および9の規定にかかわらず、光ファイバーアクセスサービス契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 11 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者に係る1月の支払い額が、当社が別に定める額に満たない場合は、2月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。ただし、あらかじめ光ファイバーアクセスサービス契約者から、当社がこの取り扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

- 12 当社は、料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12 で規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 13 光ファイバーアクセスサービスに関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この約款の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金などの臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金などの減免を行ったときは、関係の光ファイバーアクセスサービス取扱所に掲示するなどの方法により、そのことを周知します。

第1表 料 金

1 適用

光ファイバーアクセスサービスに係る料金の適用については、第 38 条（利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容						
(1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は光ファイバーアクセスサービスの料金を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10Gbps</td> <td>利用できる動的グローバルアドレスの数が 1 までのものであって、最大概ね 10Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>備考 光ファイバーアクセスサービス契約者は、同一月において複数回のコース変更の請求を行うことはできません。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 光ファイバーアクセスサービスに係る通信は、契約者回線など（契約者回線、相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点に限ります。）およびその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。）との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>	品 目	内 容	10Gbps	利用できる動的グローバルアドレスの数が 1 までのものであって、最大概ね 10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	<p>備考 光ファイバーアクセスサービス契約者は、同一月において複数回のコース変更の請求を行うことはできません。</p>	
品 目	内 容						
10Gbps	利用できる動的グローバルアドレスの数が 1 までのものであって、最大概ね 10Gbit/s の符号伝送が可能なもの						
<p>備考 光ファイバーアクセスサービス契約者は、同一月において複数回のコース変更の請求を行うことはできません。</p>							
(2) 利用の休止に係る料金の適用	<p>ア 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、光ファイバーアクセスサービスの利用の休止を承諾した場合は、その間、2（料金額）2-1-1 に規定する基本額に代えて、1 の契約者回線ごとに次表の額を適用します。</p> <p>1 契約者回線ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本額</td> <td style="text-align: center;">4 7 7 円（税込額 5 2 4 円）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額（月額）	基本額	4 7 7 円（税込額 5 2 4 円）		
区 分	料金額（月額）						
基本額	4 7 7 円（税込額 5 2 4 円）						
(3) 付加機能に係る料金の適用	<p>ア 当社が提供する付加機能を利用した場合には、2（料金額）に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>イ 付加機能利用料については、次の場合が生じたときは、約款第 38 条（利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、その料金の支払いは次のとおりとします。</p>						

	区 分	料金の支払い								
	(ア) 付加機能に係る追加サービスの提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要しません。								
	(イ) 付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったとき。	当該月分のその料金の支払いを要します。								
(4)特定コースに係る特定コンテンツパック適用（Netfixパック）	<p>ア 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から、その契約者回線について、（ア）に定める取り扱い（以下この欄において「本取り扱い」といいます。）を含むコース利用の申し出があった場合には、光ファイバーアクセスサービスに係る利用料金のうち、2料金額 2-1-1に規定する基本額について、（イ）に規定する額を適用します。</p> <p>（ア） 取り扱い Netfix合同会社が提供するNetfixサービスを利用できるようにすること。</p> <p>（イ） 基本額</p> <table border="1" data-bbox="512 1055 1235 1193"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1055 815 1099">品 目</th> <th data-bbox="815 1055 1235 1099">料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1099 815 1193">10Gbps</td> <td data-bbox="815 1099 1235 1193">6,255円 (税込額 6,880円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本取扱いは、特定コースの契約者回線に限ります。</p> <p>ウ 当社は、アの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア） その契約者回線が、特定コースでないとき（その申出と同時に特定コースへの変更の申し込みがあったときを除きます。）。 （イ） その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （ウ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 本取り扱いの適用の開始は、アの申出を当社が承諾した日を含む料金の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" data-bbox="544 1738 1382 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1738 1059 1783">区 分</th> <th data-bbox="1059 1738 1382 1783">本取り扱いの適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1783 1059 1921">1 アの申出が、その契約者回線に係る光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みと同時に行われたとき。</td> <td data-bbox="1059 1783 1382 1921">その光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した日</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 本取り扱いについては、アの申出のほか、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。</p>		品 目	料金額（月額）	10Gbps	6,255円 (税込額 6,880円)	区 分	本取り扱いの適用の開始	1 アの申出が、その契約者回線に係る光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みと同時に行われたとき。	その光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した日
品 目	料金額（月額）									
10Gbps	6,255円 (税込額 6,880円)									
区 分	本取り扱いの適用の開始									
1 アの申出が、その契約者回線に係る光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みと同時に行われたとき。	その光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した日									

カ 当社は、本取り扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取り扱いの適用を廃止する申出があった場合の他、次のいずれかに該当する場合は、本取り扱いの適用を廃止します。

(ア) 光ファイバーアクセスサービスの利用の休止があったとき（その利用を休止した日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) 光ファイバーアクセスサービス契約の解除があったとき。

(ウ) 特定コース以外のコースへの変更があったとき。

キ カの規定により、本取り扱いの適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表の通りとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本取り扱いの適用を廃止した後、2欄または3欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄または3欄の規定によるものとします。

区 分	本取り扱いの適用
1 2から3以外により本取り扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日まで、本取り扱いを適用します。
2 光ファイバーアクセスサービス契約の休止または光ファイバーアクセスサービス契約の解除があったとき。	その休止または契約解除日まで、本取り扱いを適用します。
3 特定コース以外のコースへの変更があったとき。	特定コース以外のコースへの変更日の前日まで、本取り扱いを適用します。

ク アの申出を行った光ファイバーアクセスサービス契約者は、ケに定める場合を除き、Netfixサービスの利用の有無または1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アの（イ）に定める基本額の支払いを要します。

ケ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アの（イ）に定める基本額の日割りを行います。

(ア) エの表の規定により本取り扱いの適用を開始したとき。

(イ) キの表の区分2により本取り扱いの適用を廃止したとき。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）に該当することとなったときは、本取り扱いの適用開始日の翌日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）に該当することとなったときは、表の事由が生じた日の前日とします。）

	<p>コ 光ファイバーアクセスサービス契約者は、同一月においてアの申出、力の廃止の申出またはコース変更の請求を行うことはできません。ただし、同一月におけるコース変更の請求と同時のアの申出または力の廃止の申出については、この限りではありません。</p> <p>サ 光ファイバーアクセスサービス契約者は、Net f l i x 合同会社が本取り扱いによるNet f l i x サービスの利用の可否を判断するためおよびその利用を促進するため、ならびにその利用状況を当社が確認するために、その契約者回線に係る情報ならびにNet f l i x サービスに係る契約情報を、当社、Net f l i x 合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>シ 本取り扱いに関するその他の提供条件ならびに本取り扱いの適用を受ける場合のNet f l i x サービスに関する提供条件については、それぞれ当社、Net f l i x 合同会社が別に定めるところによります。</p> <p>ス 本取り扱いに定めるNet f l i x サービスは当社が指定したプランとします。</p> <p>セ 本取り扱いによりNet f l i x サービスを利用する場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、当社が認めたNet f l i x サービスのプラン以外へ変更することができません。</p>
--	---

2 料金額

2-1 データモードに係るもの

2-1-1 基本額

1 契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
10Gbps	5,000円 (税込額 5,500円)

2-1-2 付加機能利用料

	区 分	単 位	料金額 (月額)
1 電子メール機能	光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるメールチェック機能をいいます。	1 メールアドレス 追加ごとに	200円 (税込額 220円)
備考	<p>ア 当社は、1の申込につき1のメールアドレスを割当てるとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は200MBとします。</p> <p>イ 光ファイバーアクセスサービス契約者は、利用するメールアドレスの数および1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することができます。</p> <p>ウ 追加することができるメールアドレスの数は、当社が別に定める範囲内とします。</p> <p>エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積装置の容量は200MBとします。</p> <p>オ メール情報蓄積容量の変更により、1のメールアドレスごとに利用できるメール情報蓄積容量は5GBとなります。</p> <p>カ 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。</p> <p>キ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ク 光ファイバーアクセスサービス契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異義申立てがあり、その光ファイバーアクセスサービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについて光ファイバーアクセスサービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その光ファイバーアクセスサービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（クの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p>		

2 固定グローバルアドレス利用機能	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が割当てるIPv4アドレスを固定で利用する機能をいいます。	1機能ごと	4,000円 (税込額 4,400円)
備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1の機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、IPv4アドレスでしかご利用いただけません。</p>		
3 ウイルスチェック機能	光ファイバーアクセスサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューターウイルス（通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。	1のメールアドレスごとに	200円 (税込額 220円)
備考	<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>		

4 I P v 6 利用機能	<p>社団法人日本ネットワークイン フォメーションセンター（J P N I C）が割当てる I P v 6 ア ドレスを利用する機能をいいま す。</p>	1 機能ごと	無料
備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1の機能を提供します。</p> <p>イ 本機能を利用する場合、原則として当社が別に定めるe o光多機能ル ーターレンタル規約により提供するe o光多機能ルーター（有線ルー ター機能または無線ルーター機能）または電話アダプター一体型回線終 端装置を利用することが提供条件となります。</p> <p>ウ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところ によります。</p>		
5 N e t f l i x プレ ミアムプラ ン追加機能	<p>料金表第1表（料金）に規定す る N e t f l i x パックに定め る N e t f l i x サービスのプ ランをプレミアムプランに変更 する機能をいいます。</p>	1 機能ごと	<p>446円 （税込額 490円）</p>
備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1の機能を提供します。</p> <p>イ 本機能を利用する場合、本機能を利用する契約者回線が料金表第1表 （料金）に規定する N e t f l i x パックの適用を受けていることが提 供条件となります。</p> <p>ウ 本機能の利用の請求ならびに廃止の申出は、当社が別に定める方法に より手続きを行うものとしします。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件ならびに本機能を利用する場合の N e t f l i x サービスに関する提供条件については、それぞれ当社、N e t f l i x 合同会社が別に定めるところによります。</p>		

第2表 回線終端装置等使用料

1 適用

回線終端装置等および端末設備の適用については、第26条（回線終端装置等の提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分		内 容						
(1) 回線終端装置に係る料金の適用	データモードに係るもの	<p>ア 当社は、契約者回線の終端に接続される回線終端装置等を設置します。</p> <p>イ 光ファイバーアクセスサービスに係る回線終端装置使用料、電話アダプター一体型回線終端装置使用料は、第1表（料金）2（料金額）2-1-1に規定する基本額に含まれます。</p>						
(2) 各機能利用に係る料金の適用		<p>ア 電話アダプター一体型回線終端装置の各機能の提供を開始した場合には、2（各機能利用料）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 各機能利用料については、次の場合が生じたときは、約款第38条（利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、その料金の支払いは次のとおりとします。</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金の支払い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 各機能に係る追加の提供があったとき （当該月にその各機能に係る利用の廃止があったときを除きます。）</td> <td>当該月分のその料金の支払いを要しません。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 各機能の利用の廃止があったとき。</td> <td>当該月分のその料金の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金の支払い	(ア) 各機能に係る追加の提供があったとき （当該月にその各機能に係る利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要しません。	(イ) 各機能の利用の廃止があったとき。	当該月分のその料金の支払いを要します。
		区 分	料金の支払い					
(ア) 各機能に係る追加の提供があったとき （当該月にその各機能に係る利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要しません。							
(イ) 各機能の利用の廃止があったとき。	当該月分のその料金の支払いを要します。							

2 各機能利用料

月額

区 分	単 位	料金額
有線ルーター機能	1の機能契約ごとに	無料
無線ルーター機能	1の機能契約ごとに	96円（税込額105円）

第3表 工事に関する費用

1 適用

光ファイバーアクセスサービスに係る工事費の適用については、第39条(工事費の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容	
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線などの工事において、1の工事ごとに適用します。	
(2) 移転などの場合の工事費の適用	ア 契約者回線などの移転などの工事費は、移転先が同一構内または、同一建物内である場合は、2（工事費の額）(ケ)に定める工事費を適用し、それ以外の場合については、契約者回線などの廃止に係る工事および移転先の契約者回線などの設置に係る工事費の額を適用します。	
(3) 工事費の適用区分	ア 工事費の区分は次のとおりとします。	
	工事費の区分	適 用
	(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事	契約者回線などの設置の場合に適用します。
	(イ) (ア)において、土日祝日（年末年始含む）に工事する場合	(ア)を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に実施する場合に、(ア)に加えて別途適用します。
	(ウ) 訪問調査対応に係る工事	新築物件など、当社が遠隔による引込箇所の調査を必要と判断する場合において、光ファイバーアクセスサービス契約者が訪問による調査を希望する場合に限り、適用します。
	(イ) 機器設置に係る工事	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
	(オ) 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線の一時中断の場合に適用します。
	(カ) 利用の一時中断をした契約者回線の再利用に係る工事	契約者回線の一時中断の再利用の場合に適用します。

	(†) 契約者回線などの廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。
	(ク)品目変更などに係る工事	契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービス契約の品目などの変更などを行う場合に工事を要するときに適用します。
(4) 割増工事の適用	<p>ア 当社は、次の工事を行った場合は、2（工事費の額）に別に算定する実費を加算して適用します。</p> <p>(ア) 引込柱以降における建柱、または管路工事など</p> <p>(イ) 無電柱化地域に係る工事</p> <p>(ウ) 集合住宅に係る工事</p> <p>(エ) その他当社が別に定める工事</p>	
(5) 工事費の減額適用	<p>ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様などを勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>	
(6) 分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約の契約者回線などの設置などに係る工事（標準工事）に関する費用を 24 回に分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p> <p>(ア) 分割支払いの期間は、その工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から 24 ヶ月後の料金月までとします。</p> <p>(イ) 分割支払いの期間において、その光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、光ファイバーアクセスサービス契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>イ 分割支払いに係る光ファイバーアクセスサービス契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その光ファイバーアクセスサービス契約の解除があったとき。</p>	

(注) (6) 分割した工事費の適用は、分割支払金が適用された後は、光ファイバーアクセスサービスの解除後も異なる回数分割支払金へ変更することはできません。

2 工事費の額

(1) (2) 以外のもの

区 分	単 位	工事費の額
(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事（標準工事）	1の工事ごとに	27,000円 (税込額 29,700円)
(イ) (ア)において、土日祝日（年末年始含む）に工事を実施する場合	1の工事ごとに 加算	5,000円 (税込額 5,500円) (本費用は第3表1(6)分割した工事費の適用はされません)
(ウ) 訪問調査対応に係る工事	1の工事ごとに	3,000円 (税込額 3,300円)
(イ) 機器設置に係る工事	1の工事ごとに	5,000円 (税込額 5,500円)
(オ) 契約者回線の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	1,500円 (税込額 1,650円)
(カ) 利用の一時中断をした契約者回線の再利用に係る工事	1の工事ごとに	1,500円 (税込額 1,650円)
(キ) 契約者回線などの廃止に係る工事	引込線残置の場合	無料
	引込線撤去の場合	15,000円 (税込額 16,500円)
(ク) 品目変更などに係る工事	1の工事ごとに	5,000円 (税込額 5,500円)
(ケ) 同一構内または同一建物内における契約者回線移転などに係る工事	1の工事ごとに	26,000円 (税込額 28,600円)

備考

1.上記工事、および契約者回線などの設置に伴い、特別な工事を要する場合には、1（工事費の適用）（4）（割増工事の適用）で定める費用を支払っていただきます。

2.電話アダプター一体型回線終端装置引き渡し後の契約者の責めによる事由に基づいて、電話アダプター一体型回線終端装置を滅失または毀損した場合で、電話アダプター一体型回線終端装置の利用を継続して希望する場合には、当社が別途指定する手続きに従って届け出るものとし、実費を加算して適用します。

（2）初期契約解除の適用にかかるもの

区 分		単 位	工事費の額
(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事（標準工事）		1の工事ごとに	25,000円 (税込額 27,500円)
(イ) 契約者回線などの廃止に係る工事	引込線残置の場合	1の工事ごとに	無料
	引込線撤去の場合	1の工事ごとに	15,000円 (税込額 16,500円)

備考

上記工事、および契約者回線などの設置に伴い、特別な工事を要する場合には、1（工事費の適用）（4）（割増工事の適用）で定める費用を支払っていただきます。

第4表 事務手数料

1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 事務手数料に係る料金の適用	<p>ア 光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みをし、その承諾を受け、かつ、当社が行う契約者回線などの設置場所の調査をしたときに契約事務手数料を適用します。ただし、宅内調査の結果、追加工事発生などの理由により契約の解除をお申し出いただいた場合は、この限りではございません。なお、その光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みを当社が不正であると判断した場合は、契約者回線などの設置場所の調査前であっても、契約事務手数料を適用します。</p> <p>イ 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービス契約の品目などの変更を行う場合には、光ファイバーアクセスサービス契約者は2（料金額）に規定する変更事務手数料の支払いを要します。</p> <p>また、電話アダプター一体型回線終端装置引き渡し後の契約者の責めによる事由に基づいて、電話アダプター一体型回線終端装置を滅失または毀損した場合で、電話アダプター一体型回線終端装置の利用を継続して希望する場合には、当社が別途指定する手続きに従って届け出るものとし、光ファイバーアクセスサービス契約者は2（料金額）に規定する故障交換事務手数料の支払いを要します。</p> <p>ウ 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、当社のDNSなどの設定または付加機能の提供もしくは内容の変更を行う場合には、光ファイバーアクセスサービス契約者は2（料金額）に規定する事務手数料の支払いを要します。</p> <p>エ 光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに契約譲渡手数料を適用します。</p> <p>オ 第21条の規定により、解除となった光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービスを継続して利用する場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は2（料金額）に規定する解除回復事務手数料の支払いを要します。</p> <p>カ 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービスに関する料金の口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を受けたときは、2（料金額）に規定する料金明細類発行手数料の支払いを要します。</p>

	<p>キ 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった光ファイバーアクセスサービスの料金、工事に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。）がすでに当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）の発行を受けたときは、2（料金額）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。</p> <p>ク 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求または料金その他の債務の支払いを現に怠るおそれがあることにより、その光ファイバーアクセスサービスに関する料金の請求書等の発行を行ったときは、2（料金額）に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。</p> <p>なお、請求書等での支払いに伴う振込手数料は光ファイバーアクセスサービス契約者の負担とします。</p> <p>ケ 当社が発送により回線終端装置等の引き渡しを行ったときは、2（料金額）に規定する機器送付事務手数料の支払いを要します。</p>
(2) 事務手数料の適用除外または減額適用など	<p>ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。</p>

2 料金額

(1) 契約事務手続きに係るもの

種別	区分	単位	料金額
(ア) 契約事務手数料	-	1 契約ごとに	3,000円 (税込額 3,300円)
(イ) 変更事務手数料・ 故障交換事務手数料	-	1 契約ごとに	3,000円 (税込額 3,300円)
(ウ) 契約譲渡手数料	-	1 申込ごとに	3,000円 (税込額 3,300円)
(エ) 解除回復事務手数料	-	1 契約ごとに	3,000円 (税込額 3,300円)
(オ) 機器送付事務手数料	-	1送付ごとに	2,000円 (税込額 2,200円)

(2) DNSなどの設定に係るもの

ア 付加機能に係るもの

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) DNS設定料	当社のDNS環境に、光ファイバーアクセスサービス契約者のDNSを設定または変更することが必要となる場合	1ドメイン まで	5,000円 (税込額 5,500円)

(注) 付加機能の2（固定グローバルアドレス利用機能）を利用する光ファイバーアクセスサービス契約者に限り提供します。

(3) (1)、(2) 以外のもの

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) 登録証・契約内容証明書再発行手数料	当社が通知するID、パスワードなどの再発行、もしくは付加機能の内容の変更などにより、ID、パスワードなどを記載した登録証を再発行する場合、または契約内容証明書を再発行する場合	1の送付ごとに	258円 (税込額 283円)
(イ) 固定グローバルIPアドレス設定料	固定グローバルIPv4アドレスの設定または変更することが必要となる場合	1IPアドレス まで	2,000円 (税込額 2,200円)
(ウ) 料金明細類発行手数料	-	1の送付ごとに	100円 (税込額 110円)
(エ) 支払証明書発行手数料	-	支払証明書1枚 ごとに	300円 (税込額 330円)
(オ) 請求書等発行手数料	-	1の送付ごとに	300円 (税込額 330円)

(注) (イ)固定グローバルIPアドレス設定料は、付加機能の2（固定グローバルアドレス利用機能）を利用する光ファイバーアクセスサービス契約者に限り提供します。

(注2) (エ)の支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代および郵送料（実費）が必要な場合があります。

(注3) (オ) 請求書等の発行については月額料金などの請求がない場合は、請求書等は発行しません。この場合、上記の手数料の支払いは要しません。

第5表 附帯サービスに係る料金

1 適用

附帯サービスに関する料金の適用については、次のとおりとします。

A 代行申請などに係るもの

区 分	内 容
1 代行申請など に係る料金の適用	ア 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、当社が J P R S への代行申請などを行う場合には、光ファイバーアクセスサービス契約者は 2（料金額）に規定する代行申請などに係る料金の支払いを要します。
2 代行申請など に係る料金の適用 除外または減額適 用など	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、代行申請などに係る事務処理の態様などを勘案して別に定めるところにより、代行申請などに係る料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。

2 料金額

A 代行申請などに係るもの

ア ドメイン名申請手数料

区 分	単 位	料金額
ドメイン名に係る J P R S への代行申請手数料	1 のドメイン名申請まで	6,000円 (税込額 6,600円)

(注) 付加機能の 2（固定グローバルアドレス利用機能）を利用する光ファイバーアクセスサービス契約者に限り提供します。以下このアからイにおいて同じとします。

イ その他申請手数料

区 分	単 位	料金額
ア以外の J P R S に係るそ の他申請手数料	1 のドメイン名申請まで	2,000円 (税込額 2,200円)

第6表 回線終端装置等の滅失・毀損に関する費用

1 修復・補填費用

項目		利用年数	料金額
回線終端装置	10 ギガ対応	1年目	22,824 円 (税込額 25,106 円)
		2年目	17,752 円 (税込額 19,527 円)
		3年目	12,680 円 (税込額 13,948 円)
		4年目	7,608 円 (税込額 8,368 円)
		5年目	2,536 円 (税込額 2,789 円)
電話アダプター一体型回線終端装置		1年目	19,780 円 (税込額 21,758 円)
		2年目	15,385 円 (税込額 16,923 円)
		3年目	10,990 円 (税込額 12,089 円)
		4年目	6,595 円 (税込額 7,254 円)
		5年目	2,200 円 (税込額 2,420 円)
備考			
1 本表に規定する利用年数は、当該回線終端装置等の提供を開始した日の属する暦月から起算します。			

附 則

(実施期日)

この規定は、2024年10月1日から実施します。